

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	エリアマネジメント活動事業各受益者納付額徴収猶予
概要	大阪市うめきた先行開発地区エリアマネジメント活動事業分担金条例に基づき各受益者から徴収する分担金（各受益者納付額）については、災害その他特別の事由があると認められるときは徴収を猶予することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市うめきた先行開発地区エリアマネジメント活動事業分担金条例第9条 （ <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000305551.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000305551.html</a> ） 大阪市うめきた先行開発地区エリアマネジメント活動事業分担金条例施行規則第7条 （ <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000305553.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000305553.html</a> ）
審査基準	徴収対象者が次に該当するときは、各受益者納付額の徴収を猶予することがあります。 （1）災害を受けたとき （2）その他特別の事由があると認められるとき ※「特別の事由」とは、著しい損失を受けたときなど、相当の理由により各受益者納付額を一時に納付できない状態にある事由をいいます。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
提出時期	随時
提出方法	エリアマネジメント活動事業各受益者納付額徴収猶予申請書を計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000305551.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000305551.html</a>
備考	